2　法第十二条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一　介護老人保健施設

二　介護医療院

三　養護老人ホーム

四　特別養護老人ホーム

五　軽費老人ホーム

六　有料老人ホーム

七　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設

3　法第十二条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　病院又は診療所を管理する医師が、医師が不足している地域に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であつて、都道府県知事が適当と認めた場合

二　その他都道府県知事が適当と認めた場合

第十一条　第九条の二十の二第一項第十四号の規定は、次に掲げる病院であつて特定機能病院でないもの（以下「事故等報告病院」という。）の管理者について、準用する。

一・二　（略）

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）の附属施設である病院（病院分院を除く。）

第三十条の三十二の三　法第三十条の四第十項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　法第三十条の四第十項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行つた

（新設）

（新設）

第十一条　第九条の二十の二第一項第十四号の規定は、次に掲げる病院であつて特定機能病院でないもの（以下「事故等報告病院」という。）の管理者について、準用する。

一・二　（略）

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の附属施設である病院（病院分院を除く。）

第三十条の三十二の三　法第三十条の四第十項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　法第三十条の四第十項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行つた

参加法人（法第七十条第一項に規定する参加法人をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十六項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十四において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二～四　（略）

第三十条の三十三の十二　法第三十条の二十三第一項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる者の開設する病院とする。

一　国

二　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

三　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人

四　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

2　（略）

参加法人（法第七十条第一項に規定する参加法人をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十六項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想の達成を推進するために必要なものであること。

二～四　（略）

第三十条の三十三の十二　（新設）

法第三十条の二十三第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一　独立行政法人国立病院機構

二　独立行政法人地域医療機能推進機構

三　地域の医療関係団体

四　関係市町村

五　地域住民を代表する団体